

# 製造所

## 6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

### 1 位置の基準

項目	内容	関係法令																												
保安距離	次の建築物等の間に次の保安距離を保つ。	危令9条1項1号 危規11条・12条																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安対象物件</th> <th>保安距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>同一の敷地外にある住居</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校</td> <td rowspan="4">30m以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>病院（20人以上の患者の入院施設を有するもの）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるもの</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子・父子福祉施設、障害者職業能力開発校、特定民間施設、介護老人保健施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する施設で、20人以上の人員を収容することができるもの</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物</td> <td>50m以上</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>高圧ガス施設（製造施設、貯蔵所、液化酸素消費施設、貯蔵施設を有する販売所）</td> <td>20m以上</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>使用電圧が7,000Vを超え35,000V以下の特別高圧架空電線</td> <td>水平距離 3m以上</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線</td> <td>水平距離 5m以上</td> </tr> </tbody> </table>		保安対象物件		保安距離	①	同一の敷地外にある住居	10m以上	②	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校	30m以上	③	病院（20人以上の患者の入院施設を有するもの）	④	劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるもの	⑤	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子・父子福祉施設、障害者職業能力開発校、特定民間施設、介護老人保健施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する施設で、20人以上の人員を収容することができるもの	⑥	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	50m以上	⑦	高圧ガス施設（製造施設、貯蔵所、液化酸素消費施設、貯蔵施設を有する販売所）	20m以上	⑧	使用電圧が7,000Vを超え35,000V以下の特別高圧架空電線	水平距離 3m以上	⑨	使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線	水平距離 5m以上	
	保安対象物件		保安距離																											
	①		同一の敷地外にある住居	10m以上																										
	②		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校	30m以上																										
	③		病院（20人以上の患者の入院施設を有するもの）																											
	④		劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるもの																											
	⑤		児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子・父子福祉施設、障害者職業能力開発校、特定民間施設、介護老人保健施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する施設で、20人以上の人員を収容することができるもの																											
	⑥		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	50m以上																										
	⑦		高圧ガス施設（製造施設、貯蔵所、液化酸素消費施設、貯蔵施設を有する販売所）	20m以上																										
⑧	使用電圧が7,000Vを超え35,000V以下の特別高圧架空電線	水平距離 3m以上																												
⑨	使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線	水平距離 5m以上																												
保安距離の測定	建築物等の外壁から、製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間を測定する（S37・4・6自消丙予発44）。																													
保安距離の緩和	<p>(1) 上表の①から⑥までに限り、不燃材料（ガラス以外のもの（危規10条））で造った防火上有効な塀（※1）を設けること等（※2）により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村長等が定めた距離が保安距離となる。</p> <p>（※1）「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造のものを原則とし、かつ、保安対象建築物等に延焼するおそれがない幅及び高さを有するものとする。また、塀は、製造所の保有空地より外側に設ける。</p>	危令9条1項1号ただし書																												

設計・施工・維持管理の基準

# 製造所

6-1

## 製造所の位置、構造及び設備の基準

- (※2) 防火上有効な塀を設けること「等」には、有効なドレンチャー設備を設けること又は製造所の外壁の構造を強化することが該当する。
- (2) 製造所が、危令9条1項1号二の高圧ガス施設と同一敷地内にあり、かつ、これらと不可分の工程又は取扱いに係るもので、当該製造所の構造、設備を強化したときは、その距離について危令23条を適用して短縮することができる（S57・3・31消防危43）。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、危令23条を適用して危令9条1項1号二の高圧ガス施設との保安距離を短縮することができる（H13・3・29消防危40）。
- ① 主な工程が連続しており、かつ、施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。  
 なお、新たに隔壁を設置する場合（保有空地内へ設置することは認められない。）においては、既設の消火設備が防護対象物の火災を消火する際の障害とならないようにする必要がある。
- ② 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設であり、保安距離を保たなければならない製造所の専用施設であること。

保有空地

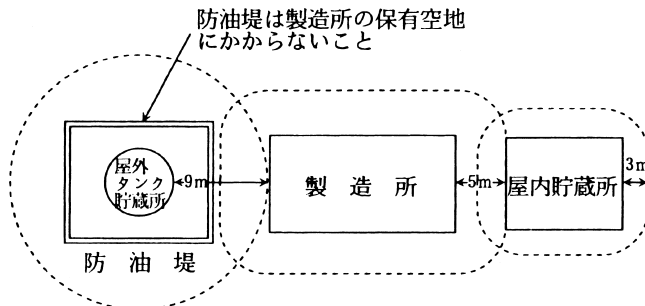
- (1) 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の幅の空地を保有する。

危令9条1項2号

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下	3m以上
指定数量の倍数が10超	5m以上

- (2) 保有空地は、所有者等が所有権、地上権又は借地権等を有しているものとする（S37・4・6自消丙予発44）。
- (3) 同一敷地内の他の製造所等に隣接して設置するときは、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有することをもって足りる。ただし、隣接する製造所等が液体の危険物の屋外タンク貯蔵所であるときは、製造所に係る空地の幅は隣接する屋外タンク貯蔵所の防油堤の外側との間に空地を保有することとする。

図 保有空地の例



# 製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準													
<p>保有空地の緩和（空地の幅に関する防火上有効な隔壁）</p>	<p>製造所の作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合で、かつ、当該製造所と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けた場合は、上表の幅の空地を保有しないことができる。</p>	<p>危規13条</p>											
<p>保有空地内の植栽</p>	<p>次の条件を満たす場合は、保有空地内に植栽することが認められる（H8・2・13消防危27）。</p> <p>(1) 保有空地内に植栽できる植物            保有空地内に植栽する植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さがおおむね50cm以下の樹木でなければならない。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあつては、常緑以外のものとする）ことができる。）でなければならない。</p> <p>(2) 保有空地内の植栽範囲            植栽する範囲は、次の各条件を満足するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。</li> <li>② 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること。</li> <li>③ 消防水利からの取水等の障害とならないこと。</li> <li>④ 防災用の標識等の視覚障害とならないこと。</li> <li>⑤ 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。</li> <li>⑥ その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。</li> </ol> <p>(3) 維持管理            植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長により上記(2)の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものでなければならない。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものでなければならない。</p> <p>参考 延焼防止上有効な植物の例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">草木の区分</th> <th colspan="2">植物名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">樹木</td> <td colspan="2">マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">草本類（矮性に限る。）</td> <td style="text-align: center;">常緑草</td> <td>常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホホワイト）クローバー、アオイゴケ等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常緑草</td> <td>芝、レンゲ草等</td> </tr> </tbody> </table>	草木の区分	植物名		樹木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等		草本類（矮性に限る。）	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホホワイト）クローバー、アオイゴケ等	非常緑草	芝、レンゲ草等	
草木の区分	植物名												
樹木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等												
草本類（矮性に限る。）	常緑草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、（ホホワイト）クローバー、アオイゴケ等											
	非常緑草	芝、レンゲ草等											

設計・施工・維持管理の基準

# 製造所

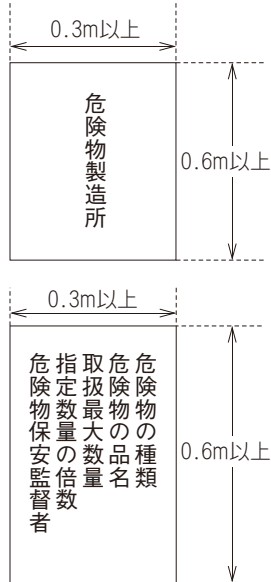
## 6-1

### 製造所の位置、構造及び設備の基準

#### 標識・掲示板

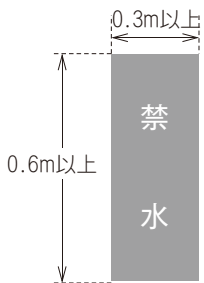
- 見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。
- (1) 製造所である旨を表示した標識
    - (ア) 標識は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板とする。
    - (イ) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とする。
  - (2) 製造所の許可内容の掲示板
    - (ア) 掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板とする。
    - (イ) 取り扱う危険物の類、品名及び取扱最大数量、指定数量の倍数並びに危険物保安監督者の氏名又は職名を表示する。
    - (ウ) 掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とする。
  - (3) 注意事項を表示した掲示板
 

取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設ける。



危令9条1項3号  
危規17条1項・18条1項

取り扱う危険物	掲示する文字	地の色	文字の色
① アルカリ金属の過酸化物質若しくはこれを含有するもの ② 禁水性物品	禁水	青色	白色
第2類の危険物(引火性固体を除く。)	火気注意	赤色	白色
① 引火性固体 ② 自然発火性物品 ③ 第4類の危険物 ④ 第5類の危険物	火気厳禁	赤色	白色



アルカリ金属の過酸化物質(含有物を含む)・禁水性物品



第2類の危険物(引火性固体を除く。)



引火性固体・自然発火性物品・第4類・第5類の危険物

#### advice

第2類及び第4類等の危険物を同時に取り扱う場合において、「火気厳禁」の掲示板を設ければ「火気注意」の掲示板は設けなくてもよい。

# 移動タンク貯蔵所

12-2

移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所以外のもの）の位置、構造及び設備の基準

## 1 位置の基準

項目	内容	関係法令
常置場所	<p>移動タンク貯蔵所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の1階に常置する。</p> <p><b>advice</b> 屋外の防火上安全な場所については、次の事項に留意することとされている。</p> <p>① 同一敷地内に複数の移動タンク貯蔵所を常置する場合には、当該台数が敷地の面積に対して、適正であること。</p> <p>② 移動タンク貯蔵所の周囲には、0.5m以上の空地进行を保有すること。</p> <p>③ 常置場所の周囲には、不燃材の塀、さく等を設けること。</p> <p>④ 常置場所は、常時火気を使用する箇所より十分な距離をとること。</p> <p>⑤ 常置場所においては、原則として移動タンク貯蔵所を「空」の状態で駐車すること。</p>	危令15条 1項1号

## 2 構造の基準

項目	内容	関係法令								
移動貯蔵タンクの構造	<p>(1) 厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造る。</p> <p>(2) 水圧試験を行い、次の基準を満たさなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タンクの区分</th> <th>水圧試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力タンクを除くタンク</td> <td>70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの</td> </tr> <tr> <td>圧力タンク(※)</td> <td>最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 高圧ガス保安法又は安衛法の適用を受けるタンクは、危規20条の5の2の規定による。</p>	タンクの区分	水圧試験	圧力タンクを除くタンク	70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの	圧力タンク(※)	最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの	危令15条 1項2号		
タンクの区分	水圧試験									
圧力タンクを除くタンク	70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの									
圧力タンク(※)	最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの									
移動貯蔵タンクの容量・間仕切	<p>移動貯蔵タンクは、次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>30,000ℓ以下とする。</td> </tr> <tr> <td>間仕切</td> <td>4,000ℓ以下ごとに完全な間仕切で区画する。</td> </tr> <tr> <td>間仕切の構造</td> <td>厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造る。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	容量	30,000ℓ以下とする。	間仕切	4,000ℓ以下ごとに完全な間仕切で区画する。	間仕切の構造	厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造る。	危令15条 1項3号
項目	内容									
容量	30,000ℓ以下とする。									
間仕切	4,000ℓ以下ごとに完全な間仕切で区画する。									
間仕切の構造	厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造る。									

## 移動タンク貯蔵所

12-2	移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所以外のもの）の位置、構造及び設備の基準											
安全装置等	<p>間仕切により仕切られた部分には、それぞれ次のものを設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">①</td> <td>マンホール及び安全装置</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板</td> </tr> </table>	①	マンホール及び安全装置	②	厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板	危令15条1項4号						
①	マンホール及び安全装置											
②	厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板											
	<p>安全装置は、次による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">作動圧</td> <td style="width: 35%;">常用圧力が20kPa以下のタンクに係るもの</td> <td style="width: 50%;">20kPaを超え24kPa以下の範囲の圧力で作動するもの</td> </tr> <tr> <td>常用圧力が20kPaを超えるタンクに係るもの</td> <td>常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">吹き出し部分の有効面積</td> <td>容量が2,000ℓ以下のタンク室（間仕切により仕切られたタンク部分をいう。）に係るもの</td> <td>15cm<sup>2</sup>以上であるもの</td> </tr> <tr> <td>容量が2,000ℓを超えるタンク室に係るもの</td> <td>25cm<sup>2</sup>以上であるもの</td> </tr> </table>	作動圧	常用圧力が20kPa以下のタンクに係るもの	20kPaを超え24kPa以下の範囲の圧力で作動するもの	常用圧力が20kPaを超えるタンクに係るもの	常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動するもの	吹き出し部分の有効面積	容量が2,000ℓ以下のタンク室（間仕切により仕切られたタンク部分をいう。）に係るもの	15cm <sup>2</sup> 以上であるもの	容量が2,000ℓを超えるタンク室に係るもの	25cm <sup>2</sup> 以上であるもの	危規19条2項
作動圧	常用圧力が20kPa以下のタンクに係るもの		20kPaを超え24kPa以下の範囲の圧力で作動するもの									
	常用圧力が20kPaを超えるタンクに係るもの	常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動するもの										
吹き出し部分の有効面積	容量が2,000ℓ以下のタンク室（間仕切により仕切られたタンク部分をいう。）に係るもの	15cm <sup>2</sup> 以上であるもの										
	容量が2,000ℓを超えるタンク室に係るもの	25cm <sup>2</sup> 以上であるもの										
	<p>防波板は、次により設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 容量が2,000ℓ以上のタンク室に設けること。</li> <li>② タンク室内の2箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切からの距離を異にして設けること。</li> <li>③ 1箇所に設ける防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の50%以上とすること。ただし、タンク室の移動方向に直角の断面の形状が円形又は短径が1m以下のだ円形である場合は、40%以上とすることができる。</li> <li>④ 貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しないような構造とすること。</li> </ol>	危規24条の2の9										
マンホール及び注入口の蓋	移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口の蓋は、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造る。	危令15条1項5号										
可燃性蒸気回収設備	移動貯蔵タンクに可燃性の蒸気を回収するための設備を設ける場合は、当該設備は可燃性の蒸気が漏れるおそれのない構造とする。	危令15条1項6号										
附属装置の損傷防止装置	<p>マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、当該附属装置の損傷を防止するための装置を設ける。</p> <p>(1) 移動貯蔵タンクの両側面の上部に設ける側面枠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">①</td> <td>当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側</td> </tr> </table>	①	当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側	危令15条1項7号 危規24条の3								
①	当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側											

設計・施工・維持管理の基準

# 移動タンク貯蔵所

12-2

移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所以外のもの）の位置、構造及び設備の基準

と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度が75度以上で、かつ、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点の当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度が35度以上となるように設けること。

- ② 外部からの荷重に耐えるように作ること。
- ③ 移動貯蔵タンクの両側面の上部の四隅に、それぞれ当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で1m以内の位置に設けること。ただし、被牽引自動車に固定された移動貯蔵タンクにあっては、当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で1mを超えた位置に設けることができる。
- ④ 取付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって移動貯蔵タンクが損傷しないように、当て板をすること。

(2) 附属装置の周囲に設ける防護枠

- ① 厚さ2.3mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で、通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に造ること。
- ② 頂部は、附属装置より50mm以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる措置を講じたときは、この限りでない。

さび止め塗装

移動貯蔵タンクの外面には、さび止めのための塗装をする。

危令15条  
1項8号

## 3 設備の基準

項目	内容	関係法令
手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置	移動貯蔵タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に底弁を設けるとともに、非常の場合に直ちに当該底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設ける。 ただし、引火点が70℃以上の第4類の危険物の移動貯蔵タンクの排出口又は直径が40mm以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができる。	危令15条 1項9号
レバー	(1) 手動閉鎖装置には、レバーを設け、かつ、その直近にその旨を表示する。 (2) 手動閉鎖装置のレバーは、次により設ける。 ① 手前に引き倒すことにより手動閉鎖装置を作動させるものであること。 ② 長さは、15cm以上であること。	危令15条 1項10号 危規24条の4

# 給油取扱所

14-2

屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

d その他

項目	内容	関係法令													
防火に関する表示	<p>固定給油設備及び固定注油設備には、次により見やすい箇所に防火に関し必要な事項を表示する。</p> <p>① 給油ホース等の直近の位置に表示すること。</p> <p>② 取り扱う危険物の品目を表示すること。</p> <p><b>advice</b> ① 「給油ホース等の直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油設備等の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズルの直近の部分）をいう（S62・4・28消防危38）。</p> <p>② 「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えない（S62・4・28消防危38）。</p>	<p>危令17条 1項11号 危規25条 の3</p>													
固定給油設備の位置	<p>(1) 固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定められている間隔を保つ。</p> <table border="1"> <tr> <td>道路境界線</td> <td>次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる間隔</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">固定給油設備の区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">懸垂式の固定給油設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">その他の固定給油設備</td> <td>最大給油ホース全長が3m以下のもの</td> <td style="text-align: center;">4m以上</td> </tr> <tr> <td>最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの</td> <td style="text-align: center;">5m以上</td> </tr> <tr> <td>最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの</td> <td style="text-align: center;">6m以上</td> </tr> </table> <p>(※) 「最大給油ホース全長」とは、固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長をいう。</p> <p>敷地境界線 2m以上</p> <p>建築物の壁 2m（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1m）以上</p>	道路境界線	次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる間隔	固定給油設備の区分		懸垂式の固定給油設備		その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m以上	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上	<p>危令17条 1項12号</p>
道路境界線	次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる間隔														
固定給油設備の区分															
懸垂式の固定給油設備															
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m以上													
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上													
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上													
	<p>(2) 次によりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、(1)の限りでない。</p> <p>① 右欄の要件に適合するポンプ室にポン</p> <p>㊦ ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とする</p>	<p>危規25条 の3の2</p>													

設計・施工・維持管理の基準



# 給油取扱所

## 14-2 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

プ機器を設ける場合

こと。

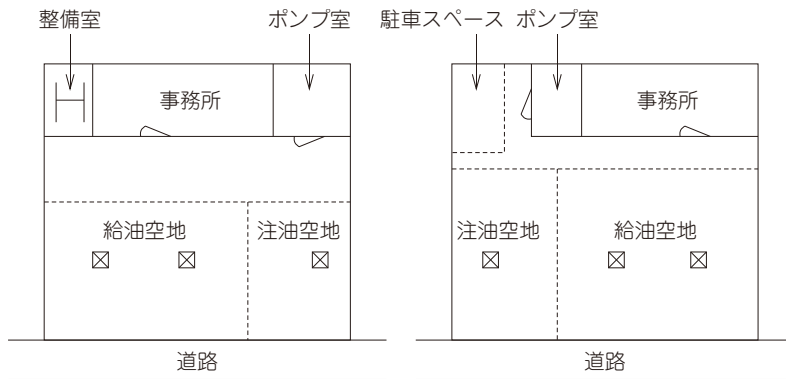
- ① ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- ② ポンプ室には、窓を設けないこと。

② 油中ポンプ機器を設ける場合

**advice** 道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えのための作業場）に面していることをいう（H元・5・10消防危44）。

図1

図2



設計・施工・維持管理の基準

固定注油設備の位置 (1) 固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定められている間隔を保つ。

危令17条  
1項13号

固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）

次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる間隔

固定給油設備の区分		間隔
懸垂式の固定給油設備		4m以上
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m以上
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上

# 給油取扱所

14-2

## 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

設計・施工・維持管理の基準

	(※) 「最大給油ホース全長」とは、固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長をいう。														
道路境界線	<p>次表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">固定注油設備の区分</th> <th>間 隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">懸垂式の固定注油設備</td> <td>4m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の固定注油設備</td> <td>最大注油ホース全長が3m以下のもの</td> <td>4m以上</td> </tr> <tr> <td>最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの</td> <td>5m以上</td> </tr> <tr> <td>最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの</td> <td>6m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 「最大注油ホース全長」とは、固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長をいう。</p>	固定注油設備の区分		間 隔	懸垂式の固定注油設備		4m以上	その他の固定注油設備	最大注油ホース全長が3m以下のもの	4m以上	最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上	最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上	
固定注油設備の区分		間 隔													
懸垂式の固定注油設備		4m以上													
その他の固定注油設備	最大注油ホース全長が3m以下のもの	4m以上													
	最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上													
	最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上													
敷地境界線	1m以上														
建築物の壁	2m（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1m）以上														
(2) 次によりホース機器と分離して設置されるポンプ機器は、(1)の限りでない。		危規25条の3の2													
① 右欄の要件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合	<p>㊦ ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。</p> <p>㊧ ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。</p> <p>㊨ ポンプ室には、窓を設けないこと。</p>														
② 油中ポンプ機器を設ける場合															
<p><b>advice</b> ① 固定注油設備のアイランドは、固定給油設備のアイランドと兼ねることはできない（S62・6・17消防危60）。</p> <p>② 固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合は、当該固定注油設備を固定給油設備として、ガソリン、軽油等を取り扱って差し支えない（S62・6・17消防危60）。</p>															